

## 山梨県病児・病後児保育普及促進事業費補助金交付要綱

### ( 通則 )

第 1 条 山梨県病児・病後児保育普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### ( 補助の目的 )

第 2 条 この補助金は、市町村が行う病児・病後児保育事業の実施に要する経費等の助成を、予算の範囲内で行い、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

### ( 補助の対象 )

第 3 条 この補助金の交付対象事業は、市町村が山梨県病児・病後児保育普及促進事業実施要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日福祉保健部長通知）に基づき実施する病児・病後児保育事業とする。ただし、国庫補助金等の他の補助金を受けける場合は、本事業の対象としない。

### ( 補助の経費及び算出方法等 )

第 4 条 この補助金の補助対象経費及び補助率等は、別表 1 のとおりとする。

( 1 ) 補助対象経費の実支出額と別表により算出された額を比較して少ない方の額を選定する。

( 2 ) 選定された額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### ( 補助金の交付申請 )

第 5 条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 による申請書を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

### ( 補助金の交付決定 )

第 6 条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、様式 2 による交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

( 変更申請の手続き )

第7条 補助金の交付決定後の内容の変更(軽微な変更を除く。)または中止(廃止)をしようとするときは、様式3による補助金事業変更・中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

( 軽微な変更の範囲 )

第8条 前条に規定する軽微な変更は、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更とする。

( 補助金の交付 )

第9条 この補助金は、補助事業完了後、実績に基づき交付する。

( 実績報告 )

第10条 市町村長は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日または交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式4による実績報告書を知事に提出しなければならない。

( 書類の保管 )

第11条 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

種 目	補 助 対 象 経 費 及 び 補 助 基 準 額 等	補 助 率
病児・病後児 保育	<p>《補助対象経費》 病児・病後児の受入に必要な経費から利用者が支払う自己負担額を差し引いた額（利用料金基準額）とする。</p> <p>《補助基準額算出方法》 補助基準額単価 × 年間延べ利用児童数</p> <p>補助基準額単価 1人1日当たりの利用料金基準額の上限として 定めた額 8,000円</p>	1 / 2